

子育てしやすい街をめざして…	1～2面
若者の早期就職をサポート……	4面
介護保険制度改正……	6～7面
15万人のひろば……	8～9面
おしらせ・6月の相談日……	12～13面
6月の休日当番医……	16面



市役所、支所、各出張所、保健センターなどで子育てガイドブックを配布

全国的に少子化、核家族化が進む中で、市では、平成12年に「エンゼルプラン」を策定し、休日保育やファミリー・サポート・セン

ター事業などさまざまな子育て支援に取り組んできました。こうした市の積極的な子育て事業が認められ、16年6月には、より子育てしやすい街を目指す国の「子育て支援総合推進モデル市町村」に指定されました。さらに、同プランは、5年ごとの見直しが定められていたこともあり、17年3月には、モデル市町村に必要な子育て支援サービスを盛り込んだ「野田市新エンゼルプラン」に改訂しました。その後、新エンゼルプランに基づき、出産後間もない家庭や、育

児困難な家庭などに支援員を派遣する「育児支援家庭訪問事業」や、子育て支援サービスに関する情報提供や利用者からの相談などを行う「子育て支援総合コーディネート事業」、乳幼児を持つ子育て中の保護者が気軽に集い、交流できる場を提供する「つどいの広場」の開設などに取り組んできました。

保護者の病気や急用時にご利用を

さらに市では、家庭で子育てをしている保護者が病気や冠婚葬祭などで、一時的に子育てができなくなった場合にも安心して治療や外出ができるよう、保護者の自宅に保育士などを派遣し、保護者に代わり児童の保育を行う「訪問型一時保育事業」を、5月22日から始めました。

対象となるのは、生後57日目から小学4年生までの児童を自宅な

どで保育している家庭で、保護者が、出産や病気、介護、冠婚葬祭、臨時の仕事などで、一時的に子どもを保育できない家庭です。

原則として、8時から18時までの間で、1日8時間まで利用することが出来ますが、連続しての利用は7日までとなります。

利用料金は、保育する児童1人につき、1日あたり4時間まで千円で、4時間を超える利用は、1時間につき250円加算となり、土・日曜日と祝日は2割増しです。

利用を希望する方は、希望日の3日前(国・祝を除く)までに、直接児童家庭課窓口へ申し込みをしてください。

また、市の子育て支援事業の主

(2面につづく)

急病・急用時に

《子育てしやすい街をめざして》 保育士などを家庭に派遣 訪問型一時保育事業を開始

《子育てしやすい街をめざして》

市では、少子化・核家族が進む中で、子育て支援策の指針としてエンゼルプランを策定し、さまざまな子育て支援サービスを計画的に行っています。その一つとして、5月22日から、保護者の病気や冠婚葬祭による外出の際などに、一時的に保育士などが家庭を訪問し保育を行う「訪問型一時保育事業」を始めました。

見困難な家庭などに支援員を派遣する「育児支援家庭訪問事業」や、子育て支援サービスに関する情報提供や利用者からの相談などを行う「子育て支援総合コーディネート事業」、乳幼児を持つ子育て中の保護者が気軽に集い、交流できる場を提供する「つどいの広場」の開設などに取り組んできました。



共働き家庭などの子育てを支援(写真は中根保育所)